

文化振興課所管の公の施設の指定候補者選定委員会設置
要綱

平成22年7月2日制定

(設置)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第4条及び第5条に規定する指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定等について公正かつ適正な執行を確保するため、文化振興課所管の公の施設のうち、防府市公会堂、防府市地域交流センター（以下「文化振興課所管の公の施設」という。）の指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、外部委員（学識経験者、経営に関する専門的な見識を有する者）を3名程度、内部委員（行政関係者）2名以内をもって組織する。ただし、次の各号に掲げる者は除くものとする。

- (1) 文化振興課所管の公の施設の指定管理者になろうとする者及びその者と利害関係を有する者
- (2) 現在、文化振興課所管の公の施設の指定管理者である者及びその者と利害関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数が出席し、かつ出席委員のうち行政関係者である委員を除く委員の出席が過半数でなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会議録)

第6条 委員会は、選定過程の公平性、透明性を確保するため、会議の都度、会議録を作成しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、当該選定に対する委員就任の日から指定管理者が指定された日までとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。